

大分市総合計画検討委員会 第2回 教育・文化部会 議事録

◆ 日 時 平成27年10月2日（金） 9：00～11：00

◆ 場 所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

◆ 出席者

【委員】

伊藤 安浩 部会長、於保 政昭 副部会長、石橋 紀公子、太神 みどり、小野 昭三郎、高橋 泰夫、平本 泉、分藤 貴弘、帆秋 誠悟 の各委員（計9名）

【事務局】

市長室 主査 足立 威士、企画課 主査 水野 寿（計2名）

【プロジェクトチーム】

教育総務課 主査 谷矢 啓良、学校教育課 指導主事 小野 征司、社会教育課 指導主事 小田部 晶子（計3名）

【オブザーバー】

教育企画課、学校教育課、学校施設課、スポーツ・健康教育課、人権・同和教育課、社会教育課

【傍聴者】

なし

◆ 次 第

1. 開会
2. 議事

- (1) 「大分市人口ビジョン（案）」及び「大分市総合戦略（素案）」について
- (2) 大分市総合計画素案について
 - ①第1章 第1節 「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」
 - ②第1章 第2節 「子どもたちの学びを支える教育環境の充実」
- (3) その他（次回の日程等）

《第2回 教育・文化部会》

事務局

ただ今から、大分市総合計画検討委員会 第2回教育・文化部会を開催いたします。前回、副部会長の於保（おほ）先生が、ご欠席だったので、自己紹介をお願いいたします。

副部会長

（副部会長自己紹介）

事務局

本日は八坂委員さんがご欠席、中本委員さんは遅れて出席との連絡をいただいておりますので、これから始めさせていただきます。

では、会議に先立ちまして、委員の皆様にご連絡事項がございます。

本市では、このような検討委員会は基本的に公開で行っておりまして、本日は傍聴者はいらっしゃいませんけれども、一般市民の皆さんにも傍聴いただいております。

本検討委員会も、広く市民の皆さんのご意見をいただくという観点から、会議の公開、傍聴等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご了解のほどお願いいたします。また、委員の皆様のご議論につきましては議事録を作成いたしますが、こちらにつきましても、広く市民の皆さんに検討の経過をお知らせするという観点から、ホームページ上でも公開してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の議事でございますが、お手元の次第をご覧ください。

初めに、「大分市人口ビジョン及び大分市総合戦略」についてご説明し、ご意見をいただきます。その後、素案の説明に入りまして、第1章第1節の「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」から順番に事務局から、その概要についてご説明した後、ご意見を賜りたいと考えております。

まず、議事に入る前に、お手元に配付しております資料についてご説明します。

まず、A3横の「大分市総合計画 検討委員会教育・文化部会での意見及びこれに対する市の考え方等」をご覧ください。

今後、部会の中で出されました皆様のご意見等は、この書式を活用して、市の考え方を整理し、提言書につなげてまいりたいと考えております。

なお、本日お配りしております様式には、委員さんから事前にいただいたご意見・ご質問を記載させていただきました。こちらの内容につきましては、後ほど、素案説明の際にご説明いたします。基本的には、このような形で、本日いただいたご意見も整理しまして、次回の部会の冒頭に改めて確認させていただくという作業を繰り返してまいりたいと思います。次回まで時間がないので、この意見の整理が次回に間に合えば、可能な範囲で、ご確認させていただきたいと考えております。

次に、前回の「現総合計画と新総合計画素案の構成比較」、附箋の緑色がついている分でございます。そちらをご覧ください。前回の部会で「現行計画との大きな違い」についてご質問がございました。大きく構成を変更した箇所について、改めて簡単にご説明申し上げます。

まず、第1章の「豊かな人間性の創造」では、現行計画の「第1節 学校教育の充実」のうち、教育内容に関する取り組みについては「第1節 生きる力をはぐくむ学校教育の充実」に、また、それを支える教育環境に関する取り組みについては、「第2節 子

どもたちの学びを支える教育環境の充実」にそれぞれ節を分けております。これは、教職員の質の向上等のソフト面と、学校施設等の総合的かつ計画的な管理などのハード面の両面における教育環境の充実が求められていることから、構成を整理したものです。

また、現行計画の「第3節 青少年の健全育成」については、学校教育分野と社会教育分野での取り組みを明確化し、市民にとってわかりやすい構成とするため、いじめ、不登校への対応等の学校教育における健全育成については「第1節及び第2節」に、そして地域における子どもの健全育成については「第3節 社会教育の推進と生涯学習の振興」に盛り込むなど体系を整理しております。

第2章から第4章につきましては、その構成に大きな変更点はございませんが、それぞれの取り組みの内容の見直しは行っておりますので、今後の素案説明の際に、詳細についてご説明したいと考えております。あわせて、「新旧対照表」、A4、オレンジ色の附箋をつけておりますけれども、お配りしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

続きまして、赤色のA4の附箋がついているものがございます。これは、前回お配りしたものに一部誤りがありまして、差しかえのための資料でございます。また、会議終了後にでも差しかえをしていただければと思っております。

次に、ピンク色の附箋の「現総合計画の施策総括評価」、A3の横になりますが、こちらは、現行の総合計画の46施策でございますけれども、そららのこれまでの取り組み実績や課題をもとに、総括的な評価を行い、あわせて、今回作成する新総合計画を策定する際に考慮すべき事項等を、市の内部で整理したものでございます。これからご議論いただく素案は、この内部評価を踏まえて作成しております。

また、来週の10月9日には、外部行政評価委員会を開催しまして、外部行政評価委員に、この内部評価に対して、また客観的な目線からご意見をいただくこととなっておりますので、そこで出されました意見は、本部会でも参考意見としてご報告したいと考えております。

第1回目の部会でもご説明しましたとおり、検討委員の皆様には、新総合計画策定に対するご提言をいただくことになっておりますので、この資料は、今後、議論を進める上での参考資料としてご活用いただければと思っております。

そのほかにも、「大分市総合戦略（素案）」等、たくさん資料をお配りしておりますが、これは後ほど、議事の中で説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議事の進行につきましては、検討委員会設置要綱第7条第4項により、部会長が行うことになっておりますので、伊藤部会長さんをお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

部会長

それでは、改めておはようございます。早速、本日の次第に従いまして、議事の進行を務めさせていただきます。

まず、議事の「(1) 大分市人口ビジョン（案）及び大分市総合戦略（素案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

大分市人口ビジョン案と総合戦略素案について説明いたします。よろしく願いしま

す。それでは座って説明いたします。

前回、お配りしました、「大分市人口ビジョン（案）」をご覧ください。

大分市の「大分市人口ビジョン（案）」の全体の内容につきましては、前のご説明させていただきましたが、この大分市人口ビジョンをベースに、今回ご議論いただきます「大分市総合計画」及び「大分市総合戦略」を策定することになるため、振り返りの意味で、再度説明する時間をいただきたいと思います。

それでは、目次をご覧ください。

大分市人口ビジョンは、「位置づけ、対象期間」、「現状分析」、「将来人口の推計」、「目指す将来」の4部構成としております。

まずは、1ページをご覧ください。

本ビジョンの位置づけと対象期間です。

本ビジョンは、大分市総合戦略を策定するに当たり、本市における人口の現状を分析し、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来を展望するものになります。

また、総合計画の策定及びまち・ひと・しごと創生の実現に向けた重要な基礎となるものと位置づけております。

対象期間は、国の長期ビジョンの期間を踏まえ、2060年、平成72年としております。

2ページから12ページは、大分市の人口の現状分析となっております。

3ページをご覧ください。

国は2008年、大分県が1985年をピークに人口減少に転じております。大分市の人口はわずかではありますが増え続けております。しかしながら、生産年齢人口については2010年から減少に転じております。

次に、4ページをご覧ください。

出生、死亡からなる自然動態と、大分市への転入と大分市からの転出となる社会動態の2つの推移を記載しております。

出生数は2006年以降、毎年4,500人程度となっております。自然動態は増となっております。

また、社会動態は、昨年、転出者が転入者を上回ったため、減少に転じております。

結果といたしましては、社会動態は減少に転じたものの、自然動態の増加分が上回ったため、大分市の人口はわずかではありますけれども、増えているということになります。

次に、5ページから7ページは人口移動の状況になります。

5ページをご覧ください。

県内の人口移動の状況です。いずれの市町も、大分市への転入者が上回っております。

6ページをご覧ください。

県外への人口移動の状況です。福岡県を初め、都市圏は転出者が上回っております。

7ページをご覧ください。

年齢階級別の人口移動状況です。20歳から24歳の若者が流出しております。

以上のことから、都市圏への若者の流出をできる限り歯止めをかけると同時に、いかにして大分市へ戻ってきてもらうかが重要なポイントとなります。

次に、8ページをご覧ください。

合計特殊出生率についてですが、全国の合計特殊出生率よりは高い水準で推移していますが、大分県の合計特殊出生率よりは低い水準で推移しております。

少しページを飛ばしまして、13 ページをご覧ください。

次は、大分市の将来人口の推計となっております。

2010 年、平成 22 年の国勢調査を基本とし、2013 年、平成 25 年 3 月発表の国立社会保障・人口問題研究所の数値を用いまして、将来人口を推計しています。

2040 年には、大分市の人口は 43.8 万人となり、2010 年比で 3.6 万人減少すると予測されております。また、生産年齢人口は減少、高齢人口は増加し、高齢化率はおよそ 34% に達すると予測されております。

なお、14 ページから 19 ページにつきましては、支所ごとの人口推計を記載しております。後ほどご覧ください。

また少し飛ばしまして、20 ページをご覧ください。

目指すべき将来の方向の基本的視点について、人口減少への対応は二つの方向性で整理しております。一つが、出生者数を増加させ、人口構造そのものを変えること。もう一つは、首都圏への転出者の抑制と地方への転入者の増加を図ること。この二つの方向を同時に進めまして、自然増と社会増の両面から人口減少問題に取り組み、人口減少のカーブをできる限り緩やかにしていくことが重要であると考えております。

次に、21 ページをご覧ください。

本市の将来展望につきまして、自然増は、大分県の合計特殊出生率に準拠し、2030 年までに合計特殊出生率を 2.0 程度、2040 年には 2.3 程度まで高めることを目指しまして、社会増につきましては、県外からの転入者を増やすことを目指してまいりたいと考えております。

このように、自然増対策と社会増対策を同時に取り組み、大分市は 2060 年、平成 72 年に 45 万人程度の人口の維持を目指してまいりたいと考えております。

駆け足での説明となりましたが、人口ビジョンの説明は以上です。

続きまして、「大分市総合戦略」についてご説明させていただきます。

この総合戦略は、今年度末の策定を目指しており、本日、素案ができましたのでご提示させていただきます。

それでは、紫色の附箋をつけております「総合戦略（素案）」の 1 ページをお開きください。

最初に、総合戦略を策定する趣旨についてご説明させていただきます。

国レベルで見ますと、既に本格的な少子高齢化、人口減少社会を迎えております。人口減少は、地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を呼ぶ負のスパイラルに陥るリスクが高いため、国は地方創生を重要政策として掲げ、取り組みが進められております。

本市においても、先ほどご説明した人口ビジョンでお示ししたとおり、近い将来には、少子高齢化、人口減少社会を迎えることから、国と同様に、本市が未来にわたり発展できるよう総合戦略を策定することとしております。

総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定するもので、先ほどご説明しま

した大分市人口ビジョンで設定した中長期展望である、人口 45 万人を実現するため、2015 年、今年度平成 27 年度を初年度とする 5 カ年の目標や施策等を取りまとめるものになります。

次に、「大分市総合計画」と「大分市総合戦略」との関連性についてご説明いたします。

以前お配りしました資料、「総合計画と総合戦略の概要と関連性」でご説明しますので、こちらをお開きください。上段になりますが、「大分市総合計画」は本市の最上位計画となりますが、「大分市総合戦略」は個別の計画となっております。

しかしながら、「大分市総合戦略」は人口減少対策に優先的かつ重点的に取り組み、未来にわたり発展を続けるための計画となっております。また、この戦略はさまざまな分野に関連しますことから、本市が目指す都市像に大きく寄与する重要な計画になるものと考えております。

この戦略策定に当たりましては、資料右下の緑色の矢印のところになりますが、「大分市総合計画（素案）」の中から関連する施策を抽出しまして、まとめたものを「大分市総合戦略（素案）」としております。

抽出に当たりましては、2 点の基本的な考え方にに基づき抽出作業を行っております。

1 点目が、人口減少の克服や地方創生に直接つながるもの。

2 点目が、計画期間が平成 31 年度までの 5 カ年となることから、早急に優先的かつ重点的に取り組まなければならないもの、この 2 点でございます。

ここで、大分市総合計画検討委員の皆様にご協力をいただき「大分市総合戦略(素案)」について、どのような協議検討をしていただくかご説明させていただきます。

この大分市総合戦略は、「大分市総合計画」の中から、人口減少の克服や地方創生に直接つながる施策を抽出したものが「大分市総合戦略」となることから、戦略だけを協議検討していただく必要はございません。

しかしながら、総合計画の協議検討をしていただく際、総合戦略に関連する内容につきましては、地方創生を実現するという観点を考慮していただきまして、ご協議検討をお願いしたいと思います。

それでは、「大分市総合計画（素案）」からどのような内容を抽出したかについて、ご説明させていただきます。

本日、改めてお配りしております水色の附箋「大分市総合計画（素案）」の「第 2 部 教育・文化の振興」、こちらの資料をご覧ください。

「主な取組」にひし形で内容を記載しておりますが、その前に S マークをつけております。この S マークのついているものが、紫色の附箋をつけております「大分市総合戦略（素案）」で抽出した内容となっております。

例えばですが、水色の附箋をつけております「大分市総合計画（素案）」の 51 ページをご覧ください。

「主な取組」に S マークをつけております。この S マークがついている取組を抽出し、「大分市総合戦略（素案）」の 17 ページに記載しております。このような抽出作業を行いまして、この「大分市総合戦略（素案）」を作成しております。

現行計画と比較しました「大分市総合計画新旧対照表」、先ほど事務局のほうから説

明がありましたオレンジ色の附箋も本日配布しておりますが、こちらにも同様にSマークをつけておりますので、ご参考にさせていただければと思います。

次に、総合戦略の構成、基本目標等についてご説明させていただきます。

説明資料は、黄緑色になります、「大分市人口ビジョン（案）と総合戦略（素案）の全体像」を使ってご説明いたしますので、ご覧ください。

資料左上の基本目標に記載しておりますが、「大分市総合戦略」は、大きく四つを基本目標としております。この四つの基本目標は、それぞれが相互に関連しまして、優先順位をつけられるものではありませんが、「大分市総合戦略」では、仕事があれば人は集まり、人が集まればまちとなり、そして、そのまちを未来へつなげていくという考えのもと、このような順番をつけております。

また、総合戦略の構成については、「しごとをつくり、活力に満ちた大分市」の基本目標であれば、右側の「基本的な方向・施策」にある「1. 工業・商業・サービス業の振興」や「2. 農林水産業の振興」など四つの基本的な方向、また、基本的な方向の下に、「工業の振興」や「商業・サービス業の振興」、「流通拠点の充実」などの3つの基本的な施策がぶら下がる構成となっております。

最後に、「大分市総合計画」と「大分市総合戦略」の具体的な対比についてご説明させていただきます。

こちらのA3縦の黄色の附箋をつけております「大分市総合戦略（素案）と大分市新総合計画対応表」をご覧ください。大分市総合戦略（素案）の「主な取組」について、「大分市総合計画（素案）」のどこから抽出したかを表にしたものでございます。

左側の赤い枠で囲んでいる部分が「大分市総合戦略（素案）」の構成、右側の青い枠で囲んでいる部分が「大分市総合計画（素案）」の構成となります。参考にさせていただければと思います。

以上で「大分市総合戦略」に関する説明を終わります。

繰り返しの説明とはなりますが、総合戦略だけをご協議検討していただく必要はございません。総合計画をご協議検討していただく中、Sマークがついている取り組みにつきましては、地方創生を実現するという観点を考慮いたしまして、ご協議検討をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明をいただきましたが、確認しておきたいことが1点ございます。Sマークについてですけれども、ただいまの説明では、総合計画の中に総合戦略の議論も含まれているということですので、ここではSマークについてのみ議論することではなくて、その幅広い計画のほうについて議論することによろしいですか。

事務局

はい、そのとおりでございます。

部会長

わかりました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました「大分市人口ビジョン（案）及び大分市総合戦略（素案）」について、ご意見、ご質問等ございましたら、委員の皆様にお願ひしいと思います。

ございませんか。よろしいでしょうか。（なしの声）

部会長

それでは、ご質問がないようですので、次に、議事の「（２）素案について」、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、素案につきまして説明させていただきます。

第1章「豊かな人間性の創造」のうち第1節「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」につきまして、説明をさせていただきます。資料は2ページになります。

まず、第1章のタイトルでございますが、これまでと同様「豊かな人間性の創造」としております。また、第1節のタイトルにつきましては、学校教育の理念を明確にするために、「生きる力をはぐくむ」という言葉を追加しております。

次に、「動向と課題」では、「人格の完成」という教育の目的を踏まえ、「確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた育成」、「特色ある学校づくり」、「家庭、地域社会との連携」など、幼児期の教育や小中学校に求められる役割について記述をしております。また、本市においては、「幼保小の連携」「小中一貫教育」に取り組んでいるところでもありまして、その推進につきましても、新たに記述をしたところであります。

次に、3ページをご覧ください。

「基本方針」では、これまでに加え、「幼児期の教育から小学校教育への円滑な接続」を追加しております。人格の完成を目指す上から、幼稚園、小中学校を通じて、「生きる力をはぐくむ教育の創造に努める」とこといたしました。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

「主な取組」につきましては、項目を一部変更しております。5ページにあります「時代の要請にこたえる創意ある教育環境の整備」、これにつきましては第2節に移動するとともに、新たに、その重要性に鑑み「幼児教育の充実」を新設いたしました。

まず、4ページ、一つ目の「生きる力をはぐくむ教育活動の展開」では、「知、徳、体」にかかわるもの、そしてそれらの基盤となる「人権尊重の精神」の4点から記載しております。特に「豊かな心」に関する2点目の「国際理解教育の充実」につきましては、「グローバル化への対応」という社会情勢を追加しております。また、「歴史、文化、伝統を大切にする教育の充実」につきましては、自分の生まれ育った土地という意識を高める上から「地域」から「郷土」という言葉に変更いたしました。

次に、5ページ、三つ目の「個に応じた教育活動の充実」では、その3点目「いじめ・不登校」への対応のあり方として、「未然防止」等、具体的に追加しております。また、前ページに位置づけておりました「進路指導」、「情報教育」を、どちらも個に応じるものでありますことから、「キャリア教育」、「情報教育」としまして、場所を変更して、こちらに位置づけております。

次に、4点目の「幼児教育の充実」では、新たに3点を位置づけました。1点目としましては、幼児教育の基本であります「生きる力の基礎をはぐくむ」こと、2点目とし

て「幼保小の連携」、3点目として幼稚園の役割でもあります「子育て支援の充実」であります。

次に、「目標設定」についてでございます。6ページをご覧ください。

「学力」に関しましては、「各種学力調査の結果」を設定しております。目標値は、現状値を踏まえ、100%と変更しております。また「体力」に関しましては、これまで「全国平均との比較」により「平均以上の種目の割合」を設定しておりました。しかしながら、その「全国平均」が国の集計の都合上、前年度のものであったことや、毎年度、その数値に変動がありましたことから、「全国平均との比較」を改め、低体力層の子どもたちの改善を目的とした「上位3段階以上の児童生徒の割合」に変更しております。また、「食育」に関しましては、「地産地消」から、子どもの成長に直接結びつく「朝食摂取率」に変更しております。

なお、「学校施設の耐震化率」につきましましては、施設のことですので、第2節に移行し、新たな目標を設定しております。

続きまして、別紙資料「意見内容及び市の考え方」をご覧ください。

事前に委員さんからご意見をいただいておりますので、それに対しまして簡単に説明をいたします。

初めに、「幼児教育の質の向上」に係るご質問ですが、本市では、「保育士や教師を対象とした合同研修会」の開催、校区ごとの「幼保小連携協議会」の設置等を通し、幼稚園、保育所と小学校との連携に努めております。こうした取り組みを通しまして、保育士や教師が、幼児期から児童期にかけての子どもの発達の段階について理解を深めることや、小学校教育への円滑な接続を図ることが、人格形成の基礎を培う幼児教育の充実につながるものと考えております。

次に、2点目の「スクールカウンセラー等の拡充など」に係るご意見ですが、現在、本市では、スクールカウンセラーを小学校13校、中学校全校に配置しております。また、スクールソーシャルワーカーを学校に派遣するなど、学校における相談体制の整備充実に努めております。今後ともそれらを活用した相談体制の整備充実に努めてまいります。

委員さん、貴重なご意見ありがとうございました。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

ただいま、第1章、第1節「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」について、事務局からご説明いただきました。委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

委員

よろしいでしょうか。

部会長

はい。

委員

2点。一点目につきましては、よく理解できました。ありがとうございました。

2点目については、言わんとするところは、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが随分拡充の方向にあると認識していますが、第一線で、一番最初にいじめや不登校を認知する、あるいは、ソナーをだして見つけ出すと、発見するというような役割は学校の先生になるんだろうと思いますけれども、そういった方が、もう、逆にまるっきりいないような状態、忙しい状態を、いつも目にしております。これでは、日常業務の繁忙さに追われて、なかなかそういう人がいじめ、不登校の未然防止、早期発見、早期対策がなかなかできにくいので、やっぱり予算も伴う問題だと思いますけれども、教職員の増員とか、そういうようなことを、中長期的展望でもいいと思います。視野に置いて考えていったほうがいいのかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

事務局 なかなか増員ということが、直に予算に結びつくことですので、この総合計画の中に盛り込むというのは、非常に難しいところではあります。しかしながら、現状の体制の中で、子どもたちのいじめや不登校の状況にいち早く気づけるよう、研修の充実やいじめ・不登校対策協議会等を活用するなどし、対策をとっていきたいと考えております。

委員 予算を伴う問題で、人件費の問題とかもあるので、多分、そういうことは言ってもしようがないなと思うような気もしましたんですが、一応、予算の枠内で、現状の予算を前提にした話し合いということで、理解してもよろしいでしょうか。

事務局 はい。

部会長 ご意見ありがとうございました。
そのほかにいかがでしょうか。はい。

委員 この教育関係のこういう会合に、私も参加させていただいていることが多いんですけども、その中で、第2部「豊かな心とたくましい生きる力をはぐくむ」という、第1章が「豊かな人間性の創造」とありますが、1個、私が疑問に思うところが、具体的にないなというのが、「豊かな心」というのは、どのような心を指しておられるか。それから、似たようなところで、「豊かな自然」とか、そういう「豊かな」というのは、よく使うんですが、それは実際どういうものかなあというのが、非常にわかりにくいと。大まかなところはわかるんですけども、この場合は、どういう人間性を育てようとしているのかということが、本文にあるんじゃないかと思しますので、説明をお願いいたします。

部会長 お答えに関連して、委員の方からご意見ありましたら、いかがでしょうか。

委員 関連でいいですか。教育・文化部会にかかわらず、予算の範囲については、やみくもにどんどんということにはならないんでしょうけれども、現状の予算の範囲を超えての、こちらの助言や発言は、一切もうできないという考え方が、他の部会についても全

体的にないということであれば、全体会の中で、説明があったのかどうかも含めてご説明いただきたいと思います。

事務局　　いいえ、貴重なご意見としまして承って、今後の施策反映に役立てていきたいと考えております。

委員　　それで縛ってしまうと、じゃあ精神論だけで頑張ろうよ、という議論になりますので、他の委員さんも貴重な時間を割いて出席しているわけですから、丁寧な受け答えをしていただきたいと思います。

事務局　　はい、わかりました。

部会長　　ありがとうございます。
「豊かな心」について、ほかの委員の方からありませんか。

委員　　小中の教育現場がどういう体制か、詳しくは存じ上げませんが、大学の範囲でいきますと、やはりいじめとか、そういった発見に関してなんですが、従来は子どもたちの関係上から、発見して、先生に伝えるというような体制があったかと思うんですけども、そういった上下関係みたいなものが希薄になっているというのは、大学でも明らかに現場で出ていまして、それは具体的に言いますと、周りの環境を無視する、知らぬふりをする、そういったものは我々の現場でも直面しています。そういった道徳教育の充実にも努めますとあるんですけども、こういったところを、もう一度、日本人としての教育を見直すような取り組みになっていけばいいのかなという感じがします。そうすれば、先生を増やしたりとかいうことではなくて、全てみんなが意識を持って、そういったものを発見するというような体制を、何か教育上で、非常に難しいこととは思いますが、できあがらないかなと思います。

具体的に言いますと、私の大学ではパソコンで作業をしているんですけども、私語をすると。その周りで私語をしているのに、すぐ注意すればいいわけですね。うるさいから、ちょっとやめてくれと。それをうまく言えないと。先生何とかしてくださいと我々に言っても、それは周りに注意すればいいだけであると。そういったささいなことすらも、できない環境というような、そういった風潮が、何か教育の中にでき上がってしまっているのは、非常に重たいことじゃないかなという感じをしています。

あと、先輩、後輩という、こういった環境も、全然つくり上げにくい。短大というものもありますけれども、伝統や文化、そういった意識が継承されていないというのは、すごく今、出てきているような気がしています。

そういったものを、ここの郷土の歴史、文化、伝統を大切にするとあるんですけども、結局、歴史、文化、伝統を学んで、何につながるかがわからない。多くは社会に出て行くわけですから、職に対することであつたりとか、職にまつわるような歴史、文化、伝統、そういったものを組み込めば、何か将来的なビジョンも子どもたちの中にはぐむのではないかなという感じがします。

そもそも、例えば八百屋さんで生まれた子は、八百屋さんの姿を見ながら成長するわけですね。すごく職を間近に見ているわけですがけれども、現代の社会ではそういうのは難しいと思うんです。会社に勤めているお父さんが何の仕事をしているかわからない。どういった将来が自分に持てるのかというのが、簡単に郷土とか歴史とか文化と書くんじゃないくて、そういうところの接点について、より明確にできないかなというような思いがあります。

部会長

ただいま、大学生、若者のことについてお話しいただいたと思うんですけれども、おそらく、委員さんがおっしゃったのは、小中学生を想定されているような気がします、事務局のほうで何か、こういう言葉で捉えているというのがありましたら、簡潔にお願いしたいと思います。

事務局

まず、豊かな心、豊かな人間性という部分ですが、これにつきましては、文部科学省が、学習指導要領の根本的な考え方、理念としまして、設定しております。それによりましたら、豊かな人間性、豊かな心といいますのが、みずからを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などということではございますが、これだけではない、広く子どもたちの道徳性にかかわるようなもの全てになるのかと捉えております。

それから、上下関係というお話ですが、やはり小中学生の中でも、とかく人間関係を気にするがあまり、注意を躊躇してしまったりというような、同じような状況が見られるところではあります。

そういったことに対しましては、道徳の時間などを通じて、ほんとうに相手にとってどういったことが大切になるのか。価値項目としては、友情であったり、公正、公平であります、そういった学習を通しながら、子どもたちには学ばせていきたいと考えております。

それから、郷土に関することでご意見いただきました。郷土の歴史、文化、伝統という中にも、例えば、食に関するものであれば、地産池消であったり、これまでも取り組んでいるものがあるんですが、どうしてもここは最上位の計画ということで、非常に抽象的な表現で書かせてもらっております。より具体的な取り組みにつきましては、これにつながる教育ビジョン、計画の中で、少し具体的に設定をしていこうと考えております。

貴重なご意見ありがとうございました。

部会長

それでは、ほかにご質問、ご意見、ありましたらお伺いいたします。

委員

今、小中の話が出ましたけれども、私が一番現場に近いのかなと思います。小中学生を、この計画のもとに豊かな人間性にしていこうという中で、僕はPTAなので、親が変わらない限りは、子どもは変わらないということを考えているので、この計画のもとに、どこに切り込んでいって、どこに踏み込んでいくかとなったときに、やはり、学校と家庭、先生が変わる、親が変わるというところで、そこに導くための原案になり得る

のかどうなのかなと。大人たちが自分のことは棚に上げて、子ども、子どもって言っているという現状があると私は思います。

委員

今、PTAのほうからのご意見ということがありましたけれども、私も実は人権擁護委員という立場で仕事をする場合もありまして、子どもたちのいじめとか、いろいろな問題事項が昨今あるわけですが、まずは、学校教育は其中で道徳や何かを教えることも、もちろん大切なことではあるんですけども、それ以上に、子どもたちが家庭で安心して親子の触れ合いができるというようなところが、やはり基盤だと思うんですね。生まれ育って、自分が親に対して安心を持てるとか、それから、ただいま帰るときに、その帰る登下校の途中での地域とのつき合いとか、そういった、学校の中だけではできないような、基本的な子どもの安らぎというか、安定感のようなものが、まず前提に必要なのではないかなと思うんですね。ですから、子どもたちの心のひずみのようなものをしっかり見ていかないと、学校の先生方を増やしたりとか、形だけ整えてもいけないんじゃないかなということ、よく感じるがあります。

その中で、地域社会とつながりも出てくれば、お年寄りに対するの尊敬の念であったりとか、上下関係とかいったものも、自然に学んでくるものは地域の中ではたくさんあると思うんですね。その辺で、どう盛り込んでいくかというところ、ちょっと難しいとは思いますが、学校の、この小中学生だけではなくて、地域の中で子どもたちの環境というのを、そしてそれを支える親御さんの生活が安定しているということですね。若い小中学校のお母さん、お父さん、比較的忙しい忙しいで、仕事に追われていて、なかなか家にゆっくり落ちついていないというんですかね、それどころじゃないというような状況がますます広がっているような気がするんですね。と考えると、やっぱり親御さんの生活面での背景というものも見えてくるわけですし、いろいろと広がりはあると思いますが、本当にどう盛り込むかは難しいとは思いますが、関連を見つけていただければと思います。

部会長

関連してありましたら、つけ加えてお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

他の委員さんも伺いましたけれども、間違いなく重要なことだと思います。学校現場を通して、いろいろな子どもさんを相手にしていますが、背景には、先ほど委員さんがおっしゃったような家族の問題とか両親の問題とかが強く色濃くあるということを認識しています。それで、そういうことが、やはり解消されない限りは、子どもの問題も解決しないということも感じられるわけですが、じゃあ、学校の先生がそういうところに食い込めるかということなんです。ですので、ほかの方法を考えないといけないんですよ。啓発のための講演会をやるといのがよくありますけれども、よく言われるように、関心のある人は来てくれるけれども、出てこない人が問題を抱えているということもあります。こういう問題のある人が残ってしまうという現状があるわけですので、その辺をどうするかということも考えなければ、堂々めぐりになってしまうということを感じます。例えば、幼稚園、保育園、保育士さん、幼稚園の先生方の保護者

への助言能力とか、カウンセリングの能力とかを身につけていく、そういう研修が必要じゃないかと思います。この1番目のところに書かれていますけれども、これでも不十分だとは思いますが。ほかには、保健師さんが3歳児健診のときとか、何カ月健診のときとか、そういうときに、体の健康上のことだけではなくて、養育姿勢等について意見ができるようなノウハウを身につける。このようなことをして、大きな問題を少しでも縮小していくことが必要じゃないかと、常々思っているところです。実現するかどうかはわかりませんが。

部会長

学校もまだ努力すべき点はあるかもしれませんが、親、大人の教育、あるいはその地域での教育、子どもの子育てということを考えると、地域との連携というのが必要になってくるんですけれども、もしかすると、第2節の教育環境のところにもかかわってくる問題であると思いますので、大変重要な視点を提起していただけたと思います。ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

委員

現場の声として、僕ら保護者も、仲よくなっていれば、大体のことは解決できる、課題が克服できるという形に進んでいるんですけれども、ただ、今言うような、忙しいとか、生活が安定しないとか、やっぱりひとり親も多いので、そういうところで忙しいという中で、ぎすぎすして、例えば学校のミスだったり、先生の言い方にすぐに突っかかっていくというの、もちろん多いし、子どもがLINE上でいじめるだけではなくて、親の中でLINEでのいじめが生じたり、これはもう日常茶飯事で起きているんです。だから、その辺がもっと和やかに、ほんとうに仲よくいけば、今言うような上下関係とか、人間関係とか、もしくはそれが少子化対策にもなると思うんですよ。人が好きとか、あの人に興味があると、やっぱり湧いてくるには、仲良くなないと、その辺が義務教育もしくは幼小中の中で、何かしら、大人たちが自分たちの立ち位置をもう少し考えて、和やかにしなやかに仲良く進めているようなのが、全体的に雰囲気として出てくると、大体のことは、いい方向に行くんじゃないかなと思いますので、その辺を広めていくというか、啓発していくということが大事じゃないかなと思いますので、PTAも頑張っています。なかなか壁が高いのですが、それを目標に、誰がいい悪いじゃない、悪者をつくらないようにしていこうよという雰囲気をつくっていこうと頑張っていますので、それを大分市を中心に全体でやっていただけると助かるなというのが現状です。

私も子どもが幼稚園のときから、かれこれ10年ぐらいPTAのほうにずっとかかわってこさせていただきました。最初は、うちの子どもは長男が障がいがありまして、つばさ学園という特別支援施設のほうで保護者会を立ち上げさせていただきました。最初、保護者会がなかったんですね。そうすると、先ほど、他の委員さんが言ったように、保護者会ができてからは、子どもたちが変わるんですね。なぜか。親同士が仲よくなるからですね。やっぱり、子どもを見に来やすい環境になる。今度はそこから抜けて、幼稚園に子どもが行き出して、一般のお母さん方とかかわるようになって、そのときに私

委員

は初めて「豊かな心」というのを感じたんです。子どもを育てていく中で、何でそこで感じたかという、いろいろな子どもがいて、いろいろな子どもたちに接していく中で、自分の心が豊かになったのを感じたんですね。すごく今まで硬かったな、ああかな、こうかなというふうに、やっぱり私も縛られた環境の中にいまして、それを感じたときに、ほんとうに横のつながりってすごく大事だなというのは思うんですね。それで、生きる力をはぐくむとか、豊かな人間性の創造というのを、ああ、こうなったらいいなという思いはあるんですけども、やっぱりPTAの世界にずっといますと、いじめがあったり、子ども同士のいじめがあったり。

また、私、今、毎日のように学校に行っているんですね。すると、子どもが困って先生に相談した。だけど、聞いてもらえないまま怒られたとなったときに、そこにまた子どもが、「いや、先生、違うんだ」って、「こうなんです」と言う力もなく、陰でうじうじ固まって言ったりとかですね。それは保護者もそうなんですね。PTAの活動の中で、うまく行かないとなったときに、そこで「いや、こうなんです」「私はこうだからこう思うんです」ということを、なかなか言えない。それを言えなくて、LINEの中で言ってみたり。なかなか流れがうまくいかなくなると、そこからどこに影響してくるかという、やっぱり子どもに影響してくるんですね。なので、先ほど、親が変われば子どもが変わるというのは、PTAの中では、これはほんとうに必要なことで、行事を1個1個こなすことも大事なんですけれども、子どもたちが豊かな心を持って育つためには、やっぱり親が豊かな心を持って、忙しくても、私はいいと思うんです。帰ったときに、ご飯を食べるときに、朝起きたときに、行ってらっしゃいを言うときにというポイントを抑えるタイミングとか、そういうちょっとしたところで、学ぶ場が、親もあつたらいいなと思うんです。先ほど他の委員さんも言ったみたいに、講演会しても、聞かないといけない人ほど聞かないんですね。やっぱり学ぼうとか、これまで何度も聴講した人ほど話を積極的に聞きに来ると。こういうお母さんにこそ聞いてもらいたいな、ということが、なかなか聞いてもらえない。総合計画も、いろいろな人にまで日が当たるような計画になつたらいいなと考えております。以上です。

部会長

ここまでの議論をしていて、何か事務局ではありませんか。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。こちらも非常に子どもたちの課題が複雑化する中で、学校だけでは解決が難しいような事案が非常に多くなってきております。やはり、家庭、地域社会との協力なしに成り立っていかないような状況が見られますので、今後とも、PTA活動に関しましては、また別の章でもございますが、達成感、成長が実感できるようなもの、それとまた家庭への啓発ということにも努めてまいりたいと考えておりますし、また、もっと反映できるものがないか、事務局のほうでも検討したいと思っております。

部会長

私からも述べさせていただきたいんですけども、学校教育にかかわる部分なんですけれども、小中一貫教育の推進ということが書かれています。これは本市の特徴でもあって、全市的に取り組んでいるということであると、全国的にも見るべき価値がある取

り組みだと思っております。あんまり言葉にこだわってはいけないと思うんですが、動向と課題のところには、言葉として書かれるんですけども、基本方針のところは、幼児期の教育から小学校教育への接続ということは書かれているんですけども、小中間の接続ということが、言葉としては明確に書かれていないのが、やや残念な気がしますので、ご検討いただければと思います。

それから、思考力・判断力・表現力等という言葉に、多分込めているんだと思うんですけども、次の指導要領改訂でも出て、いわゆるアクティブラーニングという、新しい学びということが、もう目の前に来ています。この期間の中で、多分もう具体的になっていくと思いますので、そのこのところも見通した何かがあるといいなと感じました。

それともう一つだけですけども、細かなことで申しわけないんですが、地域における子育て支援と充実ということですね。ぜひこういう視点も入れていただきたいと思うのは、転出者であるとか、転入者ですね。大分市は、ほかの市からの転入が多いということを行いました。これは人口を維持する上でもすごく大事なことなんですけれども、私たち、ずっと大分市に住んでいるので、みんなが仕組みを知っているものだという前提になってしまっていますよね。私は20年前に大分市に、1歳になる直前の子どもを連れて、家族3人でやってきたんですけども、どういう子育て支援があるのか、知り合いも何もいないところに飛び込んできたので、それですごく困ったことがあったんです。ですので、そういう転入者、市外からの転入者にフレンドリーな仕組みというんですか、そういうものの構築が必要かなと思っているんです。

防災については、この部会の課題ではないんですけども、例えば、防災に関していうと、何か災害が起きたときに、旅行者がいるという前提を持たなきゃいけないということなんです。要するに、旅行者というのは、例えば、大分大学駅から大分駅に向かうのは、豊肥本線では下りなんですよね。普通感覚では、町に行くんだから上りだろうと思うんですけども、豊肥本線上は、大分大学前から大分駅が下りになるんですよね。そういったことがわからないんですよね。ですので、特に防災なんかを考えると時には、旅行者にもわかるような情報提供ということが必要だと思っているんですけども、話をもとに戻すと、人口減少を食い止める、転入者にフレンドリーな子育て支援の仕組みというものも必要ではないかなと考えておるところです。

第1節「生きる力をはぐくむ学校教育の充実」、どうしてもこのことだけは提起しておきたいということがありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なしの声)

部会長

それでは、ないようですので、次の、第2節「子どもたちの学びを支える教育環境の充実」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、資料「新旧対照表」の10ページをご覧ください。

それでは、第1章「豊かな人間性の創造」のうち第2節「子どもたちの学びを支える教育環境の充実」につきまして、説明させていただきます。

まず、第2節のタイトルにつきましては、ソフト面、ハード面、人的、物的な環境も

含めて「教育環境」としております。また、その充実の方向性や目的を明確にするために、「子どもたちの学びを支える」ということをつけ加えております。

次に、「動向と課題」ですが、「グローバル化や情報化、少子高齢化等、子どもたちを取り巻く環境の変化」や「複雑かつ多様化する教育課題」に適切に対応することのできる教育環境を整備するため、「中長期的な展望に立った計画的な整備」や「教師の指導力の向上」、「指導体制、相談体制の整備」等の必要性について記述しております。

次に、11 ページをご覧ください。

「基本方針」では、これまで第1節に示しておりました基本方針に加え、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を目指す上から、「子どもたちに質の高い学びの場の提供」という文言を追加しております。

次に、12 ページ、13 ページをご覧ください。「主な取組」につきましては、「動向と課題」や「基本方針」に示した内容を踏まえまして、新たに4項目設定をいたしました。

まず、1点目の、全ての子どもたちの学びの保障では、一人ひとりの学習を保障するという観点から、1点目に「就学支援」、2点目に特別支援教育に係る「就学指導」や「就学相談」、3点目に「生徒指導上の課題に対する環境整備」について記載しております。

次に、2点目の、時代の変化に対応した教育環境の整備では、これまでの第1節に示した内容を踏まえ、中長期的な視点を持った、施設、設備などのハード面の整備と、学校の適正配置等について設定しております。特に今回、情報化社会の進展に伴いまして、「校務の情報化」につきまして新たに設定いたしました。

次に、三つ目の、教職員の指導力の向上では、教育の直接の担い手である教職員の実践的指導力の向上の観点から、1点目「教育センターの整備充実」、2点目「研修の充実」に加え、今回新たに、3点目といたしまして「学校における研修や教職員の自主的な研修への支援」を設定いたしました。これは、さまざまな教育課題に適切に対応するためには、教職員みずからが絶えず学び続ける必要があるからであります。

最後に、12 ページにあります、4つ目の、地域と連携した取り組みの推進では、先ほども話題に上がりましたが、「地域人材の活用」であったり、「学校評議員制度」「児童生徒の社会参加」「危機管理体制の確立」等に加え、今回、新たに「大学連携」という言葉を追加しております。

次に、13 ページ、「目標設定」についてですが、「施設・設備」に関しましては、「学校施設の耐震化率」はほぼ100%になりましたことから、今回、新たに、平成32年度を最終目標達成年度としました、「普通教室への空調機設置」を設定いたしました。これは、夏場の教室の温度上昇に対しまして、児童生徒の集中力の持続や学習意欲の向上を目的としたものであります。

また、「地域との連携」の観点から、「地域人材の活用人数」を、また、教員の自主的、主体的な研修意欲による指導力の向上の観点から「放課後講座の受講者数」を新たに設定しております。

なお、事前に、「放課後講座」という言葉だけではわかりにくいというご指摘を、ほかからいただいておりますので、ここでは、米印で「放課後講座」の説明をつけ加えたいと考えております。説明ですが、「勤務時間終了後における教職員の研修ニーズに応えるため、大分市教育センターにおいて行われる希望研修講座」、こういった文言を1

文入れたいと考えております。

続きまして、別紙資料「意見内容及び市の考え方」をご覧ください。

事前にいただきました、委員さんからのご意見に対しまして、簡単に説明させていただきます。

初めに、「通学区域の弾力的運用」についてですが、本市では、いじめ、不登校等の理由で就学先の変更を希望する場合には、協議の上、就学先の変更を認めるなど、通学区域の弾力的な運用に努めております。

次に、「大分市の児童相談所の設置」についてですが、大分県中央児童相談所につなぐ相談体制や協力体制の充実を、今後も図ってまいりたいと考えております。

次に「校務の情報化」についてですが、現在、個人情報を含まない業務につきましては、情報漏えいを防ぐUSBを活用することで、自宅での作業を可能としております。

最後に「学校評議員制度」についてですが、本市では、学校評議員制度の形骸化のないように、学校評議員を対象とした研修会を実施したり、また、年間3回、学校評議員会が行われるんですが、それ以外にも、積極的に学校に来ていただいて、授業観察や行事の様子、子どもの様子を見ていただくよう、学校評議員さんにも依頼をしているところであります。

以上であります。

部会長

ありがとうございました。ただいま、第2節の「子どもたちの学びを支える教育環境の充実」についてご説明いただきました。

先ほどからのお話、ご意見もつながりもあると思いますので、委員の皆さんから、ご質問、ご意見をお願いいたします。

委員

第1節にもかかわってきますけれども、Sマークがラインに何個も入っていたのが、教職員の指導力の向上という部分になるのかなと思います。別紙のほうの回答で、教職員が子どもと向き合える時間をもっと確保するという面においても、私は、教育センターが校区で見えるところがあるので、強く要望したいのは、やはり、研修等々、必要とは思いますが、今の小学校、中学校も現状で、基礎学習が追いつかないことで、学校を挙げて学力の点数を上げたいというのであれば、夏休みの研修を半分にさせていただいて、先生方がどうせ学校に来るのであれば、それを子どもたちの基礎学習の補習をやってほしい。もちろん任意になるでしょうけれども、夏休みに出てきて、先生に教わるということは、かなり大きな要点になりますから、2学期に入る前に基礎をちょっと補ってあげば。

よく言われるのは、9月に学校に行きたくないという数字が上がっているという報道等々がありますけれども、それを踏まえて、夏休みの間に課題を少し克服させてあげるということをする、すごくスムーズに行くんじゃないかなと思います。

子どもと向き合える時間を増やしてほしいというのが、保護者しても強い要望でありますし、小規模学校を見ていると、夏休みなのに出てきて、職員室に誰もいないという現状がありますので、もっともっと子どもと向き合える時間があつたほうが、全体的にはいいんじゃないかなと思います。

委員

基礎学力のことが出ましたけれども、学力テストの表が新聞に出まして、市民はあれを見たとき、大分はどうだということをすぐ見ると思います。そして、ほかの市で非常に高い市町村もありますね。豊後高田市なんかは、さっき言った補充指導をもっとやっているというようなことを聞いておりますけれども、大分の場合は、夏休みの補充指導というのは、小学校、私もかかわって行っておるんですけれども、4日間ぐらいしかやらないと。そのときに子どもたちはほとんど来ておりました。40人学級とすると37、8人ぐらいは来ておりましたので、それだけ意識があるかなと思ったんです。そのときに、学校としては、子どもたちの理解の弱いところを中心に課題として与えているようでありましたけれども、そういう方法をとれば、学力は上がるんじゃないかなと思います。とりわけ、中学のほうが平均点が低いというようなことが出ておりましたけれども、これはずっと続いているというようなことであれば、何をやっているのかなと、僕は心配だと思います。

それから、小中一貫も含めて、先ほど出ました基礎学力をもう少し高めてあげないと、子どもたちはとても追いつかないというところがありますし、もう一つは、学校教育じゃなくて、塾がものすごく影響があるんですね。だから、先ほどもちょっと出ましたけれども、家庭の、子どもの貧困という問題もありますけれども、塾に行けない子どもと行っている子どもの差がかなりあるというような現状もありますので、なかなか学校だけでは解決できないというようなこともあります。

それから、実際、補助指導に中学生も来ておりました。中学3年生が来ておまして、「きみ、どこに行くんか」って言ったら、進学校を希望しておるんだと。どんな勉強しておるんかと言ったら、塾を利用して毎日行っていますとかいうようなことを言っておりましたがね、それは優秀な子どもだろうと思いますけれども、ここでかなりそういう学力的な差が、ずっと小学校のときから来て、今の中学のところまで来ているかなと、そういうことも情報としてわかったんですけれども、現状としては、非常に、さっき言いました先生たちの忙しさとかあって、子どもと触れ合う時間も少なくなっておるというようなところもあります。

それから、新聞にも出ておりました。先生たちが忙しいので指導できないというような感じの文章がありましたので、このところは、教育委員会としてはどうしているのかなということです。きちんと指導しないといけないけれども、忙しいから指導ができないとなれば、これは大きな問題だなと思います。これは大分市だけじゃなくて、教育の全体的な問題かもしれませんけれども、市民の方が学力テストを見て、大分はこういうことだなということで、私がちょっとお話をしました。

委員

今のご意見を受けてなんですけれども、先生方が補充指導をさらに増やすという考え方よりも、学校に行って、何か新しいいろいろな基礎的なことを学ぶという点では一緒なんですけれども、わからないことを伝えるのが先生でなくてもいいのかなと思います。私はスポーツ少年団も持っていますけれども、わからないことを教えるのが、とてもわかっている人よりも、ちょっとこの間わかった人のほうが、実はよく教えられると思いますか、具体的に言えば、5、6年生の子どもが低学年の1、2年生の子どもを指導するとか、あるいは、5、6年生の子どもに対しては中学生がちょっと教えに行く

か、中学生に対しては高校生が教えるとか、あるいは地域の中のいろいろな方々が、学校の中に出向いて行って、子どもと向き合う。算数が得意な方もいれば、読み聞かせや何か得意な方もおられると思いますね。そういった意味で、子どもたちの学力向上に関して、学校の中だけではなくて、地域ができることがあるような気がいたします。夏休みに、学校の中でかばん持って行って、授業しますというような設定ではなくて、学校に行くことが楽しみで、あそこに行くいろいろなことがわかるようになって楽しんで、終わったらみんなで一緒にお弁当食べたりとか、何か今までとは違った学校のあり方というようなことがあってもいいんじゃないかと思います。確かに学力向上は欲しいわけですが、子どもたちが楽しく学ぶとか、ほんとうに気持ちが、意欲が高まるための方法というのは、夏休みとか長期の休みの期間こそ、いろいろできるのではないかなという気がいたしますので、支える環境というところですね、そのあたりの工夫がほんとうに必要ではないかなと思っております。

委員

一つは要望で、一つは質問なんですけれども、新しく教育センターが立ち上がっています。皆様方の質問の逆の観点なんですけれども、教育センターの主な目的を明確に、広く市民の方に広報する必要があるという気持ちがいたしますし、あそこの役割を十二分に、あわせて市民の皆様方に周知する必要があるという気持ちが強くしています。

もう一つは質問なんですけれども、他の委員からの質問にもありますけれども、以前も大分市の中では、児童相談所を独自に立ち上げたらという形で、前市長のときに、若干議論があって、この回答の見解のような方向性で、今は落ち着いている状況があるんですが、この中で、専門知識を持った専門の職員等を配置する中で、早期発見に向けて鋭意努力しているという意見が書かれていますけれども、結果的に、県の児童相談所のほうに相談をした大分市の子ども数や内容、こういうことを強化していった中で、かなり人数的な大分市の中で独自の早期発見と解決に行ってるとか、随分目に見えて、児童相談所を立ち上げる以上の価値がある、むやみにそういう施設の職員配置を強固にする、組織をつくるよりも、随分よくなってますよというような、何か説明できるものがあったら、お聞きしたい。

事務局

委員さんご質問の、児童相談所につなげる実績ですけれども、大変申し訳ありませんが、今、手元に数字がございません。

次回、改めてご説明させていただきたいと思っております。

委員

私も、意見を述べさせていただきます。回答につきまして、今、読ませていただいて、これはそのとおりだと思います。先月の9月23日の大分合同新聞に、全国の各児童相談所が虐待対応でいっぱいいっぱいだと。特に東京とか大都市圏については100%超えてると。一時保護施設が。その中で、大分の数字が出ていましたが、大分は40%の収容率だと思いますけれども、児童相談所の中で100%を超えているような感覚を持っていましたので、60%だと、まだどっかであいてるなという感覚ですね。実際は、虐待対応で、何が飛び込んでくるかわからない。生き死にかかわるので、少しスペースをあけているんだと思うんですけれども、いつも先のことを考えている。現実でどういうふう

になっているのかわからないようなものにしちゃいけませんけれども、現場にいるものとしては、何かもう少し、例えば非行傾向、不良性がある子どもとかが、少し雰囲気が違うなということで、一時保護所に預かると、虐待を受けた子どもたちの間でうまくいかないとか、そういうような事情もあるんだろーと思います。しかし、彼らも要保護児童であることに間違いのないわけですね。児童福祉法で定められた対象の子どもなんですから。現実がこうだから、受けられないとか、そういうようなことがあってはならないと思います。そういうことを考えたときに、大分市が一番あそこ一時保護所にお世話になっているのが多いと思うんですが、その大分市が、別個で児童相談所を、中津に児童相談所があるのように、大分市が児童相談所をつくることのできないのか。こういうことを思いましたら、ちょうど9月23日に、そういう新聞記事がありました。全国的な問題があると思います。特に、先ほど言った、不良性のある子どもの対応がとても難しいと思うんですね。この辺が念頭にありまして、こういう意見を書きました。中核市というのは間違いですか。指定都市ですか。50万以下が中核都市ですかね。

事務局

今、人口要件としては20万人以上が中核市となります。

委員

そうすると、保健所が設置できるわけということですね。中核市は、県にあっても設置できるということを読んだことがありますけれども、いろいろな問題があって、なかなか実現してないという話もあります。先ほど委員さんがおっしゃったようなことが、大分でも議論されたのであれば、現状を分析して、県の児童相談所の詳細を分析して、必要性があるのかどうかと検討していただければと思います。

右のほうの説明は非常によくわかっています。大分市に三つの支援センターがつくられて、早期対応で一生懸命やってくれております。ほんとうに微に入り細に入り、そこは感じるんですが、強力な措置権ですね、児童相談所ですね、そういうような違いがあるような気がしますので、ご検討いただければと思います。

部会長

ありがとうございました。

委員

それから、1点だけよろしいでしょうか。

1点目の通学的制度の弾力的な運用について、ここに書かれているご説明を読んで、納得できました。もっと厳密に考えていたんですね。住所変更しなければ絶対だめだという認識をしていましたが、ニーズがある人は変更していただけるということではないでしょうか。特に住吉校区には碩田中学校が小中一貫校として、でき上がるという話を聞いておりますが、最初の段階で人間関係が壊れて、その学校から抜け出られないとしたら、9年間引きずるんですね。これから小中連携を考えるうえで、もっと弾力的に考えないといけない。誰もかれもというわけにはいかないんですね。不登校とかね、いじめの子も変わらないほうがいいということもあります。この子は変えたほうがいかなというケースがたまにあるので、そういう子どもを、特に配慮していただくシステムをつくっていただければと思います。

部会長 大分市の場合は、隣接校選択制も取り入れてますし、それから、個々の事情に応じてご判断されているんだと思うんですけども、そういった質問内容ということですね。

委員 そうです、はい。

委員 一点いいですか。

部会長 はい、どうぞ。

委員 12ページの「いじめ不登校など、生徒指導上の課題に対してスクールソーシャルワーカーを活用するなど」というところなんですけれども、「相談支援活動の充実を図り、充実に努めます」とありますけれども、いじめとか不登校というのがすごく増えてきているんですね。一時的な不登校も含めたら。年間通して30日以下というのものもあるんですけども、子どもが学校に行きたくないということで悩んでいる保護者もたくさん知っていますので。スクールソーシャルワーカーというのは、大分市内は13名ですか。

事務局 大分市は5名です。

委員 5名ですか。来てくれているんですか。

事務局 5名を17校に配置しています。

委員 なかなか時間がとれなかったりとか、困ったときに子どもが相談できない、金曜日にしか来ないとか。その時間に抜けると、「ああ、あの子は相談しているんだな」というような感じになったりしているので、もうちょっと、ソーシャルワーカーを活用するのに問題や課題もたくさんあるんだけれども、対応する体制が、「スクールソーシャルワーカーを活用する」など、「何々など、何々など」といっぱいあるのかなと、想像はするんですけども、そこがやっぱり何か見えてこない。充実を図るのであれば、相談しやすい環境、相談ができやすい環境というのを整える必要があるかなと思います。

委員 関連して、小中学校で、いじめ、不登校等で、保健室に行く子が増えているので、私は、県のPTAの関係でもあるので、養護教諭とか、そういう方々ともよく話すんですけども、ソーシャルワーカーが今5名であれば、先ほどの教職員の指導力の向上を、もしプラスに考えるとすれば、養護教諭の先生方をスキルアップして、いじめとか不登校で、保健室なら来れるという子どもたち向けに、声かけだとか接し方のスキルを研修していくというのを、手厚くしていくと、第一歩が子どもたちは踏めるのかなと、現場にいて、やっぱり思います。すごく忙しいんでしょうけれども、粗雑になったりするので、急にソーシャルワーカーを増やせないのであれば、まず一歩できることからいえば、養護教諭の指導力の向上もいいのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

事務局 ありがとうございます。養護教諭の研修についてですが、教育センターでも、養護教諭を対象にした研修、それから、教育相談に関する研修を実施しております。ただ、それで十分かどうかというご意見を教育センター等に伝えて、今後、検討していきたいと思っております。

委員 1点、質問があるんですけども、私ども、留学生をいろいろな小学校に派遣したりしているんですね。お隣の別府市さんは別府市全体で、別府市のほぼ全部の小学校に年間100人ぐらいの留学生を授業で派遣しているんですけども、大分市の場合は、紹介システムを使って、先生たちが自力で募集情報をかけていただいて、私どももお手伝いして留学生派遣をやっているんですが、個々の先生方のネット等を使うスキルというのが、非常にばらつきがあるんですね。よく呼んでくださる先生が転校しちゃうと、その小学校でまた増えたりするんですね。全然使わない小学校は全然使わないという形で、連絡をする場合も、ある先生から「メールでの連絡なんかできないわ」って言われたことがあるんです。とてもじゃないけど、忙しくて見れないという面と、あとメールを使いこなしていないという先生もいて、そういった場合は、外部との情報連絡、メールのやりとりというのが、なかなかできにくくて、できにくいがために、その環境を与えてあげていないという状態があって、ほんとうに個々の先生たちのスキルというのもばらつきがあるなというのを、すごく感じているんですけども、そういった面で、今、情報教育のスキルアップとかもおっしゃっていたんですが、この教職員の指導力の向上というところ、非常に大事だと思っているんですが、Sマークがついてないのは、喫緊の問題ではないと捉えられているのかどうかをお尋ねしたいと思いました。

事務局 Sマークにつきましては、地方創生という観点とあわせて、早急に取り組みなければいけないものという部分がありまして、指導力の向上というのは早急な問題ではありませんが、これが具体的に地方創生につながるかという部分とは、ちょっと違うのかなということで、事務局で判断させていただきまして、Sはつけておりません。

部会長 重要度をあらわすものではないということでしょうか。

事務局 そうです。

部会長 あくまで、その戦略にかかわるものであるかどうかを示すものだなということですね。

事務局 はい。Sマークがついていないから重要ではない、ということではございません。

委員 わかりました。

部会長 ほかにいかがでしょうか。

委員 いじめ、不登校に関する議論をしていますけども、他県で行われた、前にあったいじ

めの問題が、非常にこじれておって、裁判になったり、あるいは子どもが自殺したとかいうようなことで、学校、教育委員会の中で、逃げるような形の行動が多いんですね。大分市ではそういうことはないと思いますけれども、いじめについては、常にあると思います。ただ、それを未然に、あるいは大きくならないうちに、先生たちの指導あるいはキャッチの力があって、大きくなってないんだろーとは思いますが、やはり、これは相当エネルギーが要ることだと思います、人間関係ですから。いじめがあつてなということで、ちょっと見過ごす、ちょっと置けばよくなるだろうと、そういう甘い考えがあると、大きくなると思いますけれども、その辺をきちんとキャッチして、子どもたちが安心して学校に行けるな、先生もしっかりやってくれるなと、そういうことが環境を整えるということだろうと思います。

それから、私も毎日のように子どもと、挨拶運動等で、朝、あるいは夕方、出ておりますので、この子が今日、遅れてきてるなあと。そうして、ちょっと聞いたら、いじめに遭ってるということがわかりました。私にそれを言いましたので、早速学校のほうに行って、こういう子どもがいるよということで、うまく対応してくれたようでありますけれども、やはりそういうように、子どもたちが、何か訴える、そういう条件が整っておれば、問題が大きくならないかなと。そして、これを学校がきちんと捉えて、そして、学校が問題としてやるということで、その辺もきちんと捉えて、そして、逃げないで対峙をしてほしいと、そのように思います。これは意見です。

部会長

ありがとうございます。学校の中で、そういう問題に対応するキーパーソンは担任の教諭の先生だと思っておりますけれども、そのほかに学年主任であるとか生徒指導主任であるとか、あるいはスクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、養護教諭も、とても大事な位置の人だと思っておりますけれども、もちろん個々のその方々のパフォーマンスを上げるということも大事だと思っておりますけれども、最近の国の考え方としては、チーム学校というんですか、個別に対応するんじゃなくて、組織として、そういう人たちががちりとチームワークを組んで、組織としてチームとして対応するということが出てきているので、そんな観点というか視点を提言の中に取り入れられるといいかなということを感じます。

委員

12 ページのところの現行計画の特別支援教育の充実のことが書かれているんですけども、これは、削除されていて、最後 15 ページの用語解説も削除になっているんですけども、動向と課題のところには特別支援教育の充実と書かれているんですが、結局、これは充実させるのかどうかというのと、削除する、何か理由があったのかなと。

事務局

まず、用語解説ですが、特別支援教育、第2節からは削除した理由としましては、実は、第1節のほうに用語解説で示しておりますので、本節からは削除しております。

それから特別支援教育、これから非常に重要な問題ではないかなと感じております。新たなプロジェクトチーム案の、全ての子どもの学びの保障の上から二つ目、「就学相談と一人ひとりの教育的ニーズに応じた相談体制の充実」に努めます。」この中に特別支援教育の充実という部分を含めているのですが、ちょっとわかりにくいということでは

ね。

委員 どうせなら、変えたほうがいいんじゃないですか。

事務局 はい。わかりました。事務局で検討させていただきます。

それと、大変申しわけありません。第1節のほうに、特別支援教育の充実という部分に関しましては、ちょっと戻るんですが、5ページ、個に応じた教育活動の充実という中に、「一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めます」ということで、お示しをしております。

委員 今のお話の中で気づいた点を1点、お尋ねしたいんですが、特別支援教育体制が年々充実してきているように感じています。先生方もスキルアップして、とても素晴らしいノウハウを蓄積されて、素晴らしい対応をされているということを感じるのですが、最近多いんですね。特別支援教育の知的障害と自閉症を対象にした「情緒」という言葉をよく使うんですが、やっぱり、その捉え方が間違っているかもしれませんが、この二つが、この「情緒」という教室に入るための一定の条件があるようなんですが、いわゆる我々がいう情緒障害、まず家庭的な問題で情緒に混乱を来しているというか、不安定になりやすいお子さんが小学校にいますが、そういうお子さんを、少ない人数の「情緒」というところに入れてもらって、まず、心情を安定させたらどうかと思うケースがありますが、何せ、基準に達しないということで、それが実現しにくいんですね。不登校のお子さんの中にも、そういうお子さんがおると思います。それが入れられるような基準をつくることのできないのかどうか。これ常々疑問に思っておりました。いかがでしょうか。

事務局 確認をさせていただきます。次回、説明いたします。

委員 現実的にそういうお子さんがいるので、もしなければ、システムをつくっていただけると、学校現場が助かるのではないかと。

部会長 そのほかに、ございませんでしょうか。

委員 第2節のいじめの部分で、今、何で現場がそうなっているのかというのは、特に高学年以降ですけれども、教室内で、子どもたちだけでそれは解決できない環境になってまして、以前は、そこの中にリーダーシップだったりガキ大将がいて、子どもたちだけで解決できるということが多かったんですけれども、リーダーをつくっていくというような考え方は結構大きな要素じゃないかと思います。特に中学生になると、やっぱりリーダーがいて、自分たちで、いじめを悪いことだということで判断して解決していく導きを大人が入らなくても自分たちでできるということ、自立を目指す計画を義務教育の段階でできたらいいなと思います。以上です。

事務局 事務局で検討してみます。

部会長 ほかにございませんか。

委員 第1節の毎日朝食を食べる児童生徒の割合ということで、これは、学校が子どもたちに調べたパーセンテージということですね。

事務局 これは、大分県の児童生徒の体力・運動能力調査、この中に、この設問がありまして、その算出であります。

委員 実質は、なっていないのかなど。現場の人間からすると、やはり、朝、登下校指導で、子どもたちを見ていると、「ああ、あの子は食べてないな」というような様子も見受けられる。その辺を一步踏み込んで、学校側ではなく大分市として、家庭に、保護者に、朝食をとるといいことがあるよといった、もちろんPTAもやっていかないといけないんですけども、小規模学校のPTAで朝飯食わすようにと言ったら、何言ってんだ、会長って怒られますので。なかなか、家庭環境の違いもあるんですけども、結構重要なことなので、何か数値であらわすというよりは、文言であらわせないかなと思うんです。

委員 PTAで、広報部とか、健康調査機関を使って調査してみてもは。

委員 結構やっているところもあります。。

委員 こちらもやっています。早寝、早起き、朝ご飯で、すごく取り組んでいるんですけども、それでもやっぱりこの数字より低いですね。

委員 何で食べてないのか、知りたいですね。

委員 作らないんです。

委員 私も中学校に行ってるんですが、食べてきてないのか、食べれないのか。自分が面倒くさくて食べないのか、わからないけれども、昼食を食べるときは、がつつ食べる。朝、食べてない。もしかすると、ネグレクトにつながる問題があるのかなと思います。その辺、探りにくいですよ。

委員 そうですね。学校では、ちょっと厳しいですね。

委員 こちらの場合は、保健室に来た子どもに、今日は朝ご飯何食べたって、先生が必ず聞くようにしています。体調が悪いのは何でかなってということで。もうしんどくてなにも食べてないという子がほとんどですね、保健便りや学年通信や学校からの広報紙や、広報部から学校紙があって、全部から呼びかけてはいるんですけども、やっぱりなかなかできないです。

委員 つい先日は、高校の先生が、ご飯を食べてこない高校生がいたら、自腹で食べさせてあげると。高校無償化でお金があるんでしょうかね。現実がそうらしい。

委員 ここは多分、学力向上にかなり影響するところだと。だから、結びつけていただければ。

部会長 早寝、早起き、朝ご飯は、基本的な生活習慣なんですけれども、いろいろな事情によって、食べないという人もいるかもしれないし、朝ご飯がないという子どももいるかもしれないですね。にもかかわらず、今おっしゃっていただいたように、早寝、早起き、朝ご飯と学力というのは相関関係にあるんですね。因果関係ではないけれども、はっきりとした相関関係があります。

それから、子どもの貧困という話もありました。塾通い、塾に通っている子どもたちは、どんどん学力が伸びてくるという。文科省が平成 19 年から、全国学力学習力調査を始めましたが、児童生徒質問という、生活実態を調べる調査もしているんですけれども、家庭の経済力と学力との関係というのは、文科省自体は調べてないんですけれども、お茶の水女子大学の研究グループがそれを研究したところ、ほんとうにきれいに、その家庭の収入、経済的な条件と学力とが正の相関をしているということがわかっているんですね。ですから、ここの「動向と課題」のところと「主な取組」のところに、「子どもたちの将来が家庭の経済状況などによって左右されることがないように」と書かれているのも、とても大事だと思いますし、「主な取組」のところに、「経済的理由等により就学困難な児童生徒に対する奨学制度の充実」ということも書かれているんですけれども、提言の中に書き込むかどうかは別として、やはり、先ほど、夏休みの子どもたちに対する指導の充実ということもあつたんですけれども、そういうところもやはり考えてみる価値はあるかなという気もします。8月って、学校の先生方、研修だらけで、ほんとうに忙しいですよ。ほんとうにもう、大変だろうと思います。

ただ、いろいろアイデアは出せると思いますので、学校だけじゃなくて、家庭・地域との連携の中ですということもできると思うので、この提言に直接つながるかどうかはわからないんですけれども、もう少し踏み込んで具体的に書かれてもいいなという気持ちはしました。

それでは、ちょうど時間になりましたので、最後に事務局から、何かここまでのところでありましたら、お願いします。

(なしの声)

部会長 よろしいですか。この後のことを、お願いします。

事務局 活発なご意見ありがとうございました。

予算の関係、委員さんからもありましたけれども、計画に直接的に事業を盛り込むということは、議会の議決が要りますので、難しいところはあるんですけれども、この部会の成果としては、提言書をきちんとまとめていくということにありますので、その提

言書につながるように、いろいろなご意見をいただきたいと思いますので、引き続き、活発なご意見をお願いいたします。

申しわけありません、今日、準備不足でデータ等をお示しできなかった部分につきましては、次回の部会でご説明したいと思っております。

今後の日程についてですが、今日の次第の2枚目にお示ししております。先日、紙でも送付しましたとおり、今回、部会長さんと副部会長さんの日程を軸に、こういった日程に調整させていただきました。

正式な案内文書は、またその都度送付いたしますが、ご欠席される場合は、事前にご連絡いただきますようお願いいたします。

ご欠席される場合でも、ご意見、ご質問等がある場合は、前回お配りした質問表を、また送っていただきたいと思えますし、それ以外の手段でも結構です。ご連絡いただければと思います。

事務局のほうからは以上です。

部会長

今後の日程等につきまして、何かご質問等ありますか。

事務局

では、次回につきましては、改めて連絡をさせていただきます。

基本的には、こういった日程でお願いしたいと思っております。

次回の場所が、ここではございません。議会棟の全員協議会室になります。わかりにくいので、後ほど、場所の地図をお配りしたいと思っております。

それでは、以上をもちまして、議事を終了させていただきます。ありがとうございました。